

観光クーポン(日帰り観光クーポン)対象施設一覧

- ・対象施設は、主として観光客が利用する施設(アクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店)であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言の店」として宣言書(ポスター・ステッカー)を店内・店頭に掲示していること。
- ・申請の事業者の代表者、役員、または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたって該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・風俗業者等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性的風俗特殊営業を営んでいないこと。
- ・アウトドア・スポーツ体験事業者においては、必要資格を取得していること。また、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入していること。
- ・土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアは除く。
- ・飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であること。

| 対象となる施設種別 | 例示 |
|-------------------------|---|
| アクティビティ・体験施設 | |
| 工芸体験 | 陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリ・紙すき 等 |
| 織物体験 | 機織り・藍染 等 |
| 乗り物体験 | ボート・カヤック・自転車 等 |
| 料理体験 | おやき・そば打ち・お菓子 等 |
| アウトドアスポーツ体験 | ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハングライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等 |
| レジャー施設 | マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等 |
| 果物狩り・観光農園 | さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等 |
| 博物館等 | 博物館・美術館・動物園・テーマパーク(遊園地) 等 |
| 日帰り温泉施設 | 日帰り温泉施設・施設内土産物店 等 |
| 土産物店 | |
| 土産物店 | 土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等 |
| 飲食店 | |
| 飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店 | 飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店(イトインスペースを保有する施設)・居酒屋 |